

7 前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

8 第一項及び第二項の規定は、第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定（第五十五条第一項又は第九項の規定を含む。）の適用を受けた特定株式等については、適用しない。

9 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

10 前三項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四十四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第六十八条の四十三の二第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の四十四第八項中「前条第十項」を「第六十八条の四十三第十項」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、

同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の四十八第八項及び第六十八条の五十三第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の五十四第一項中「第三項」を「次項」に改め、「控除した金額」の下に「に当該連結事業年度の月数（当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、同日から当該連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間（以下この項において「積立期間」という。）の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該連結事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数（当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、積立期間の月数）で除して計算した金額（当該連結事業年度が

積立期間の末日を含む連結事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第九項において「積立限度額」という。）を加え、同項第一号中「に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度（連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この条において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（各連結事業年度終了の日において第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「単体原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該単体原子力発電施設解体準備金の金額を、前連結事業年度等以前の連結事業年度において当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額でその積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（その積み立てられた事業年度が連結事業年度に該当し

ない場合には、その積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額）がある場合にはこれらの損金の額に算入されなかつた金額を、それぞれ含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（第五十七条の四第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）の百分の九十に相当する金額

第六十八条の五十四第二項を削り、同条第三項中「第一項の原子力発電施設解体準備金（」を「前項の原子力発電施設解体準備金（」に、「同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「単体原子力発電施設解体準備金の金額」という。）を「単体原子力発電施設解体準備金の金額」に、「若しくは第五項」を「若しくは第四項」に、「以下この条」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「金額が」を「金額（単体原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該単体原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四

項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。)が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第三号中「を廃止した日から一年を経過する日まで」を「の廃止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間(当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請を行つた場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。)内」に、「同日」を「当該猶予期間の末日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の五十四第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第八項中「第五十七条の四第九項」を「第五十七条の四第十項」に、「第六十八条の五十四第四項」を「第六十八条の五十四第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」に改め、同条第九項中「第一項及び第三項から第五項」を「第七項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結

親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けたものの当該特定原子力発電施設に係る当該適格合併の日を含む連結事業年度における積立限度額の計算、第一項から第四項」に、「前各項」を「第一項から第六項まで及び前項」に改める。

第六十八条の五十五第一項中「補てん」を「補填」に改め、同項第六号中「火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号」を「中小企業等協同組合法第九条の九第三項に規定する火災等共済組合（第四項において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第三号」に改め、同条第四項中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第十二項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第十三項中「補てん」を「補填」に改める。

第六十八条の五十六第一項中「補てん」を「補填」に改め、同条第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第九項中「補てん」を「補填」に改める。

第六十八条の五十七第七項、第六十八条の五十七の二第六項及び第六十八条の五十八第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の六十一第三項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五

項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第十三項中「第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等」を「第六十八条の四十三第二項第六号の特定株式等（当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得するところが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）」に、「同項及び同条第八項」を「同条第一項及び第八項」に改める。

第六十八条の六十三第一項中「指定の日以後」を「提出の日以後」に改め、「（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の合計額の百分の二十に相当する金額を限度とする。）」を削り、同項の表の第一号の上欄中「第二十九条第一項」を「第二十八条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第二号の上欄中「第四十二条第一項」を「第四十一条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項

の規定により」を「同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第三号を削り、同条第七項中「地区」の下に「又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区」を加え、「同項に」を「第一項に規定する提出の日又は第二項に」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項第一号中「第六十八条の十三」を「第六十八条の十三第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定によ



る指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立されたもので、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限るものとし、前項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する連結事業年度に限る。）において、当該連結親法人又はその連結子法人の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該連結事業年度終了の日における当該連結親法人又はその連結子法人の当該地区内の事業所で当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の数の当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十八条の六十三の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「又は第六十八条の十五若しくは同条の規定に係る第六十八条の四十一第一項若しくは第十一項の規定を削り、「第四項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第二項、第三項」を「第二項から第四項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「、第四項」を「、第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人については、適用しない。

一 第六十八条の十四第一項から第三項まで又は第六十八条の十五第一項から第三項までの規定

二 第六十八条の十四第一項又は第六十八条の十五第一項の規定に係る第六十八条の四十一第一項又は第四項の規定

三 第六十八条の十四第一項又は第六十八条の十五第一項の規定に係る第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十八条の六十三の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第六十八条の六十六第五項中「連結親法人」を「連結親法人若しくはその連結子法人が各連結事業年度において支出する第一項に規定する交際費等の額のうち同項に規定する接待飲食費の額がある場合又は連結親法人」に、「支出する第一項」を「支出する同項」に、「同項」を「同項及び第二項」に、「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二号」を「以下この項」に、「をいう」を「をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のため」に要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しく

は従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう」に改め、同項第二号中「飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）」を「飲食費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項第一号に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の六十六第二項を同条第三項とし、同条第一項中「連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額（当該）を「前項の場合において、同項の」に、「おける当該」を「おける同項の」に、「（同法）」を「（法人税法）」に、「」は、当該連結事業年度の連結所得の金

額の計算上、損金の額に算入しない」を「をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができ  
る」に改め、同項各号中「当該連結親法人及びその連結子法人の支出した交際費等」を「前項の交際費  
等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十  
六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親  
法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支  
出する交際費等の額の合計額のうち接待飲食費の額の合計額の百分の五十に相当する金額を超える部分  
の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第六十八条の六十七第一項中「から平成二十六年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第六十八条  
の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「第六十  
八条の十四第五項」を加え、同条第五項第二号を次のように改める。

二 第六十八条の九（第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八  
条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の七までの規定の適用につい

ては、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」とあるのは、「第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の五第一項中「並びに次条第七項及び第八項」とあるのは、「次条第七項及び第八項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の六第七項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の七第一項中「並びに前条第七項及び第八項」とあるのは、「前条第七項及び第八項並びに第六十八条の六十七第一項」とする。

第六十八条の六十七第六項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税の申告又は還付に関する地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十八条の六十八第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「第六十八条の十四第五項」を加え、同条第四項及び第五項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「第六十八条の十

一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「第六十八条の十四第五項」を加え、同条第十項中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）」を「連結確定申告書等」に、「第五項に」を「同項に」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第六十八条の九（第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の七までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」とあるのは、「第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の七第一項中「並びに前条第七項及び第八項」と並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の七第一項中「並びに前条第七項及び第八項」と並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の六第七項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の六第七項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の七第一項中「並びに前条第七項及び第八項」と

あるのは「前条第七項及び第八項並びに第六十八条の六十八」とする。

第六十八条の六十八第十二項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税の申告又は還付に関する地方税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加え、同条第十三項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「第六十八条の十四第五項」を加え、同条第七項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の七十五第二項及び第三項中「又は第二十二号」を「第二十二号又は第二十二号の二」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「(以下この号)」の下に「及び次号」を加え、「この号及び第九号」を「この表」に、「取得が」を「取得を」に、「譲渡が」を「譲渡を」に改め、同号の下欄を次のように改める。

既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある土地等、建物、構築



物又は機械及び装置（農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては次に掲げる区域（口に掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。）内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては同項の市街化区域と定められた区域（以下この号及び次号において「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。）

イ 市街化区域のうち都市計画法第七条第一項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域

ロ 首都圏整備法第二条第五項又は近畿圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域その他これに類するものとして政令で定める区域

第六十八条の七十八第一項の表の第二号を次のように改める。

二 市街化区域又は既成市街地等内にある農業の用に供される土地等、建物又は構築物

市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある土地等（その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該連結親法人若しくはその

連結子法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接する土地等に限る。）、建物、構築物又は機械及び装置のうち、当該連結親法人又はその連結子法人で、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けたものの農業の用に供されるもの

第六十八条の七十八第一項の表の第七号を次のように改める。

<p>七 農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域（以下この号において「農用地区域」という。）内にある土地等（当該連結親法人</p>	<p>農用地区域内にある土地等（当該連結親法人又はその連結子法人で、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けたものが農用地利用集積計画の定めるところにより取得をするもの（当該連結親法</p>
--	---

又はその連結子法人で、農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（以下この号において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項の特定農業法人（以下この号において「特定農業法人」という。）に該当するものが譲渡をする場合にあっては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で同法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画（以下この号において「農用地利用集積計画」という。）の定めるところによ

人又はその連結子法人が特定農業法人に該当する場合にあつては、特定農用地利用規程に定められた同法第二十三条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。）のうち、その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該連結親法人若しくはその連結子法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものに限る。）

り譲渡をされるものに限る。)

第六十八条の七十八第十五項第一号ロ及び第二号中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第六十八条の七十九第一項及び第六十八条の八十中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八十七中「第七十五条第七項」の下に「(地方法人税法第十九条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同項」を「法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項の規定」に改める。

第六十八条の八十八第一項中「法人税法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ」を「恒久的施設を有する外国法人である場合には」に、「これらの号」を「法人税法第四百一条第一号イ」に、「のうち」を「として」に改め、同条第三項中「同法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である」に、「各事業年度の所得」を「各事業年度の同法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得」に改め、同条